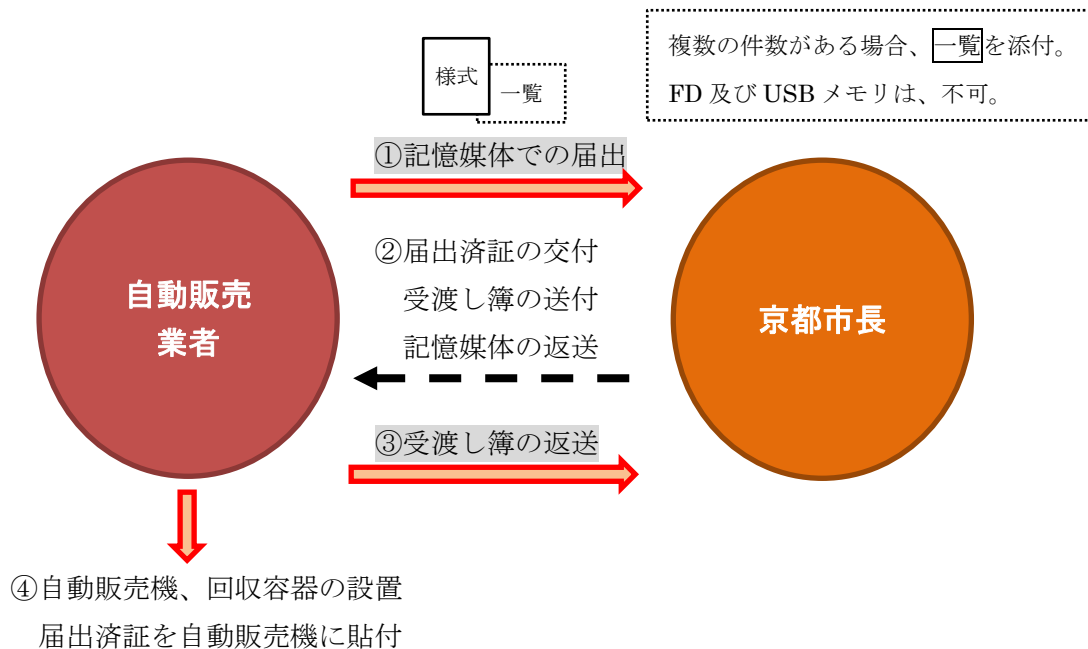


自動販売機届出様式（電磁的記録）に係る届出フローチャート



(各種届出の該当条例等)

届出種別	届出期日	該当条例・施行規則
新設・増設	あらかじめ	条例第 10 条 規則第 3 条 (第 1 号様式)
変更	あらかじめ。事業者の氏名又は住所の変更は、発生日から 30 日以内。	条例第 11 条 規則第 5 条 (第 2 号様式)
廃止	発生日から 30 日以内	
承継	発生日から 30 日以内	条例第 12 条 規則第 7 条 (第 3 号様式)
届出済証の亡失・き損	事実を知った日から 14 日以内	条例第 13 条 規則第 9 条 (第 5 号様式)

(参考) 罰則について

(1) 条例第 27 条【10 万円以下の罰金】

- ・規定日までに自動販売機の届出、変更の届出又は届出済証の亡失・き損の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・交付又は再交付された届出済証を貼付しなかった者

(2) 条例第 28 条【5 万円以下の罰金】

- ・規定日までに承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・市長の求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (条例第 21 条関係)
- ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (条例第 22 条関係)